

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジン クリヤマフクシカイ					
法人名	社会福祉法人 栗山福社会					
法人所在地	〒 069-1508					
	北海道夕張郡栗山町字湯地91番20 特別養護老人ホーム くりのさと・くりのさと彩					
フリガナ	カタオカ キヨシ					
書類作成担当者	片岡 清					
連絡先	電話番号	0123-72-7167	FAX番号	0123-72-7167	E-mail	<kuriwatanabe@friend.oc

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

- I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
- II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	28,852,584	円	
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	41,553,470	円	
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	209,004,957	円	
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	167,451,487	円	
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	209,004,957	円	
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	32,279,370	円	
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	9,274,100	円	
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円	
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月		

要件 I

○

【記入上の注意】

- ・ (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- ・ (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- ・ (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	9,385,764	円		
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	10,849,500	円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	202,697,280	円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	191,847,780	円		
(ア)前年度の賃金の総額	234,976,650	円		
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	32,279,370	円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	10,849,500	円		
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額		円		
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	119,793,517 円	47,657,970 円	24,396,293 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	420.0 人	211.2 人	97.2 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	35.0 人	17.6 人	8.1 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	285,223 円	225,653 円	250,991 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (9,386,060 円)	22,335 円 (9,386,060 円)		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	(#DIV/0! 円)	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (9,385,962 円)	17,065 円 (7,171,396 円)	8,532 円 (1,798,887 円)	4,266 円 (415,679 円)
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施			
	(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	15	人(見込)		
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()			
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 4 月	～	令和 5 年 3 月 (12 か月)	

要件 II
○

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)及びii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たにを行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ①現行の夜勤手当は1回3,000円、平成31年度処遇加算額より1回、3,000円を付加する。【4月～9月(見込み額)@3,000円×1112回=3,336,000円②夜勤サポート職へも2,000円を支給する。⇒加算額より1勤務につき@2,000円×548回=1,096,000円 ③トータル委員長・アクティビティ委員長・フロアーマネージャを新設・各委員長に加算額より月@8,000円×6ヵ月分×6名=288,000円+育成FM手当@20,000円×3名×6ヶ月=360,000円:9月見込支給は@33,600円×6ヵ月分=198,000円を約58名に支給、総額約11,071,300円+手当分約5,080,000円 9月総支給額 16,151,300円】・【10月～3月「3月支給(見込み額)残った総額を在職の介護職員で、均等割りとする(@32,000円+α)×6ヵ月分を約59名に給、総額10,852,400円=見込み総額 10,852,400円+夜勤手当@3,000円×1,093回=3,279,000円②夜勤サポート職1勤務につき@2,000円×543回=1,086,000円 ③トータル委員長・アクティビティ委員長・フロアーマネージャを新設・各委員長に加算額より月@8,000円×6ヵ月分×6名=288,000円+育成FM手当@20,000円×6名×6ヶ月=480,000円 実務研修相当する手当142,670円 3月総支給(見込み)16,128,070円】【9月支給(見込み額)16,151,300円+3月総支給(見込み)16,128,070円=総額(見込み)32,279,370円】 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員の考え方	条件設定内容①経験技能を持った職員の年数基準を10年と設定。※(他の法人での勤務経験を含む)職種、規程年数、雇用形態を基準に倍率を設定する。介護職員等特定処遇改善加算額を条件設定で計算する。「職種:介護福祉士・介護士・その他」「経験技能:(勤務10年)規定年数以上・一般」「形態:常勤・その他」※その他職種において年収440万円以上(見込み)の職員は算入しない。
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他 (給与規程・介護職員等特定処遇改善計画書) (賃金改善に関する規定内容) 経験・技能のある介護職員 本体・彩 合算【4月～9月まで「9月支給(見込み額) ① 賃金改善所要見込額 5,246,000円:配分見込み:本体「介護福祉士(規程年数以上・一般:3,324,500円常勤換算35.人)」「介護士(規程年数以上・一般:1,192,300円常勤換算17.人)」「その他(一般:729,200円常勤換算20.6人)」「9月総支給 5,246,000円】【「3月支給(見込み額) ② 賃金改善所要見込額 5,603,500円:配分見込み:本体+彩「介護福祉士(規程年数以上・一般:3,370,500円常勤換算33.0人)」「介護士(規程年数以上・一般:1,377,800円常勤換算19.5人)」「その他(一般:846,200円常勤換算23.1人)」「3月総支給 5,603,500円】【9月支給(見込み額)5,246,000円+3月総支給(見込み)5,603,500円=総額(見込み)10,849,500円】 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	・人事考課制度における反映:「正職員・嘱託職員を対象に行い評価し賞与に反映する。(5段階評価)・等級フレーム(キャリアパス要件対応)にて「昇格基準を定めている。」「等級の昇格条件として1. 職種に必要な国家資格を取得・2. 法人内で1年以上の実務経験・上長の推薦又は面接」「資格手当の支給:介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士・正看護師・管理栄養士等」
------------------	---

独自の賃金改善額の算定根拠

・給与規則・第1表-基本給表・第2表-格付基準表・第3表-初任給格付表・第4表-経験年数換算表・第5表-社会福祉法人栗山福祉会 等級フレーム(キャリアパス要件対応)・第6表(1)-人事考課制度の説明・第6表(2)-人事考課経験年数に応じた期待像・第7表-臨時職員時給表を定めています。